

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

### ■ 保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成29年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場町民課保険医療係までお申し出ください。

### 新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年 7月31日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広域市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成29年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

### ■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成29年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場町民課保険医療係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方	
区 分 Ⅱ	●世帯全員が住民税非課税である方
区 分 Ⅰ	●世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

### 新しい減額認定証は橙色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成29年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広域市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発 効 期 日	平成29年 8月 1日
有効期限	平成30年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	平成29年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

### ■ 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

発送月は、9月と3月の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

### ◆ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

#### お問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階(Tel.011-290-5601)

お住まいの市区町村  
役場町民課保険医療係 (Tel.576-2114)

70歳以上  
の皆様へ

# 高額療養費の上限額が変わります

平成29年  
8月から

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆様の高額療養費の上限額が変わります。

皆様のご理解をお願いいたします。

## <高額療養費制度とは>

ひと月前に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

## 70歳以上の方の上限額（月ごと）

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで				平成29年8月から			
適用区分		外来+入院(世帯ごと)		外来+入院(世帯ごと)		外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)					
現役 なみ	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)※2	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)※2		
一般	課税所得(※1) 145万円未満の方	12,000円	44,400円	14,000円(年間上限14万4,000円)	57,600円 (多数回44,400円)※2		
住民税 非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円		24,600円		
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	8,000円	15,000円		

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

高額介護  
サービス費

# 月々の負担の上限が変わります

平成29年  
8月から

## <高額介護サービス費とは>

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

## <改正の内容>

高齢化が進み、介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12カ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)

対象となる方	平成29年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役なみ所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)※
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)	<b>44,400円(世帯) &lt;見直し&gt;</b> ※同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)	15,000円(個人)※
生活保護を受給している方など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。